平成２２年（フ）第２１４号
福井県坂井市坂井町定旨第20号18番地２
債務者　澤崎　隆夫
１　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
福井県大野市国時町701番地
債務者　川島恵理郁
１　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
山梨県甲府市国母２丁目14番７号
債務者　小林　修一
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
山梨県甲府市下小河原町32番地１
債務者　内藤　京子
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２６号
山梨県南アルプス市十日市場1469番地
債務者　加藤　千春
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
山梨県甲府市和戸町255番地
債務者　石川　由樹
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1362　山内方、住民票上の住所山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1133番地３
債務者　森川美栄子
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
山梨県甲斐市竜王新町876番地24
債務者　相山　昌彦
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３６号
山梨県甲府市国母１丁目10番33号ワンズホーム205
債務者　森川　佳英
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
山梨県甲府市下河原町３番８－５号
債務者　有泉　順一
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
山梨県笛吹市石和町市部1135番地
債務者　高山千穂子
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
長野市大字安茂里1449番地の１
債務者　太田　勝二
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
長野県須坂市旭ケ丘３番地２
債務者　那須　逸夫（旧姓宮﨑）
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
長野県松本市大字芳川小屋465番地21　コーポラス芳川101
債務者　黒光　篤志
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２１２号
長野県松本市浅間温泉１丁目８番Ｂ―201号
債務者　塩原浩太郎
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８６号
岐阜県可児市今渡2428番地２　グリーンハイツ鳴子201
債務者　八木　恵子（旧姓寺西）
１　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１７１号
愛知県豊明市栄町上姥子３番地213　栄団地Ｂ棟516号
債務者　高橋幸雄こと　タカハシ　アルバート　ユキオ
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係